

A2 訪問型サービス(独自)サービスコード表(緩和した基準によるサービス)

令和8(2026)年6月1日

※ 網掛け部分は、柏崎市では使用しません

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位	
種類	項目							
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合				
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割						
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ		(2)1週に2回程度の場合				
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割						
A2	1321	訪問型独自サービス13	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(3)1週に2回を超える程度の場合		2.857	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割						
A2	2411	訪問型独自サービスⅣ	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合			1回につき	
A2	2511	訪問型独自サービス22		(2)生活援助が中心である場合 (一)所要時間20分以上45分未満の場合	※1月の中で15回まで	179		
A2	2621	訪問型独自サービス23		(2)生活援助が中心である場合 (二)所要時間45分以上の場合	※1月の中で12回まで	220		
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合				
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅰ	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅰ日割						
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅱ			(2)1週に2回程度の場合			
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅱ日割						
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合	29単位減算	－29		
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅲ日割						
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅳ		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合			
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算22			(2)生活援助が中心である場合 (一)所要時間20分以上45分未満の場合 ※1月の中で15回まで	2単位減算	－2	
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算23			(2)生活援助が中心である場合 (二)所要時間45分以上の場合 ※1月の中で12回まで	2単位減算	－2	
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合			
A2	D221	訪問型独自業務継続計画未策定減算/11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		1月につき	
A2	D230	訪問型独自業務継続計画未策定減算/11日割						
A2	D222	訪問型独自業務継続計画未策定減算/12			(2)1週に2回程度の場合			
A2	D223	訪問型独自業務継続計画未策定減算/12日割						
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算/13		(3)1週に2回を超える程度の場合	29単位減算	－29		
A2	D225	訪問型独自業務継続計画未策定減算/13日割						
A2	D226	訪問型独自業務継続計画未策定減算/21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合			
A2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算/22			(2)生活援助が中心である場合 (一)所要時間20分以上45分未満 ※1月の中で15回まで	2単位減算	－2	
A2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算/23			(2)生活援助が中心である場合 (二)所要時間45分以上 ※1月の中で12回まで	2単位減算	－2	
A2	D229	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合			
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算		1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の15%減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の12%減算			
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の15%加算		1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の15%加算		1日につき	
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の15%加算		1回につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の10%加算		1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の10%加算		1日につき	
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の10%加算		1回につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算		1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の5%加算		1日につき	
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の5%加算		1回につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200単位加算	200	1月につき	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100		
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200		
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50単位加算	50	1月につき	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 1	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 所定単位数の270/1000			1月につき	
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 2		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 所定単位数の287/1000				
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 1		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 所定単位数の249/1000				
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 2		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 所定単位数の266/1000				
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の207/1000				
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の170/1000				

A2 訪問型サービス(独自)サービスコード表(従前相当サービス)

令和8(2026)年6月1日

※ 網掛け部分は、柏崎市では使用しません

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位	
種類	項目							
A2	1121	訪問型独自サービスⅠ／2	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合			1月につき	
A2	2121	訪問型独自サービスⅠ／2日割					1日につき	
A2	1221	訪問型独自サービスⅡ／2		(2)1週に2回程度の場合			1月につき	
A2	2221	訪問型独自サービスⅡ／2日割					1日につき	
A2	1331	訪問型独自サービス／213		(3)1週に2回を超える程度の場合		3.727	1月につき	
A2	2331	訪問型独自サービスⅢ／2日割				1日につき		
A2	2421	訪問型独自サービス／221	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	※1月の中で12回まで	287	1回につき	
A2	2521	訪問型独自サービスⅤ／2		(2)生活援助が中心である場合(一)所要時間20分以上45分未満の場合				
A2	2631	訪問型独自サービスⅥ／2		(2)生活援助が中心である場合(二)所要時間45分以上の場合				
A2	1421	訪問型独自短時間サービス／2		(3)短時間の身体介護が中心である場合	※1月の中で22回まで	163		
A2	C221	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅰ/2	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合			
A2	C230	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅰ/2日割						
A2	C222	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅱ/2						
A2	C223	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅱ/2日割		(2)1週に2回程度の場合				
A2	C224	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算/213		(3)1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	－37	1月につき	
A2	C225	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅲ／2日割						
A2	C226	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算/221		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 ※1月の中で12回まで	3単位減算	－3	1回につき
A2	C227	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅴ/2			(2)生活援助が中心である場合(一)所要時間20分以上45分未満の場合			
A2	C228	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅵ/2			(2)生活援助が中心である場合(二)所要時間45分以上の場合			
A2	C229	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算短時間/2			(3)短時間の身体介護が中心である場合 ※1月の中で22回まで	2単位減算	－2	1回につき
A2	D231	訪問型独自業務継続計画未策定減算/211	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合			
A2	D232	訪問型独自業務継続計画未策定減算/211日割						
A2	D233	訪問型独自業務継続計画未策定減算/212						
A2	D234	訪問型独自業務継続計画未策定減算/212日割		(2)1週に2回程度の場合				
A2	D224	訪問型独自業務継続計画未策定減算/213		(3)1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	－37	1月につき	
A2	D225	訪問型独自業務継続計画未策定減算/213日割						
A2	D226	訪問型独自業務継続計画未策定減算/221		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 3単位減算		－3	1回につき
A2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算/223			(2)生活援助が中心である場合(一)所要時間20分以上45分未満			
A2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算/219			(2)生活援助が中心である場合(二)所要時間45分以上			
A2	D229	訪問型独自業務継続計画未策定減算/2			(3)短時間の身体介護が中心である場合 2単位減算		－2	
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算／2	ハ 初回加算	200単位加算	200	1月につき		
A2	4013	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／2	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算	100			
A2	4012	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／2		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算	200			
A2	6112	訪問型独自口腔連携強化加算/2	ホ 口腔連携強化加算	50単位加算	50	1月につき		

※特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員等処遇改善加算は、訪問型サービス(緩和した基準)のコードと同じです。

A6 通所型サービス(独自)サービスコード表(緩和した基準によるサービス)

令和8(2026)年6月1日

※ 網掛け部分は、柏崎市では使用しません

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位		
種類	項目								
A6	1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,618単位	1,618	1月につき		
A6	1112	通所型独自サービス1日割					1日につき		
A6	1121	通所型独自サービス12		事業対象者・要支援2	3,259単位	3,259	1月につき		
A6	1122	通所型独自サービス2日割					1日につき		
A6	1113	通所型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	392単位	392	1回につき		
A6	1123	通所型独自サービス22		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	402単位	402			
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止措置未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1 16単位減算	－16	1月につき		
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止措置未実施減算1日割			事業対象者・要支援1		1日につき		
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止措置未実施減算12			事業対象者・要支援2 33単位減算	－33	1月につき		
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止措置未実施減算2日割		事業対象者・要支援2		1日につき			
A6	C215	通所型独自高齢者虐待防止措置未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	4単位減算	－4	1回につき	
A6	C216	通所型独自高齢者虐待防止措置未実施減算22			事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	4単位減算	－4	1回につき	
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1 16単位減算	－16	1月につき		
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算1日割			事業対象者・要支援1		1日につき		
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12			事業対象者・要支援2 33単位減算	－33	1月につき		
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算2日割		事業対象者・要支援2		1日につき			
A6	D215	通所型独自業務継続計画未策定減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	4単位減算	－4	1回につき	
A6	D216	通所型独自業務継続計画未策定減算22			事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	4単位減算	－4	1回につき	
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の5%加算	1月につき		
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の5%加算	1日につき		
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の5%加算	1回につき		
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1 338単位減算	－338	1月につき		
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2			事業対象者・要支援2 677単位減算	－677			
A6	6207	通所型独自サービス同一建物減算3		ロ 1月当たりの回数を定める場合	85単位減算	－85	1回につき		
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合			42単位減算	－42	片道につき	
A6	5010	通所型独自生活向上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算			100単位加算	100		
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算			240単位加算	240		
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算			50 単位加算	50		
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算			200単位加算	200		
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)		150単位加算	150		
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)		160単位加算	160		
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算			480単位加算	480		
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ1	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1 88単位加算	88	1月につき		
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ2			事業対象者・要支援2 176単位加算	176			
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ1		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1 72単位加算	72			
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ2			事業対象者・要支援2 144単位加算	144			
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ1		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1 24単位加算	24			
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ2			事業対象者・要支援2 48単位加算	48			
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)		100単位加算	100		
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	200		
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)		20単位加算	20		1回につき
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)		5単位加算	5		
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算			40単位加算	40	1月につき	
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ11	利用定員が19人以上の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 所定単位数の111/1000 加算				1月につき	
A6	6183	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ21		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 所定単位数の120/1000 加算					
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ11		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 所定単位数の109/1000 加算					
A6	6184	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ21		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 所定単位数の118/1000 加算					
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ1		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の99/1000 加算					
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ1		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の83/1000 加算					
A6	6185	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ12		利用定員が19人未満の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 所定単位数の117/1000 加算				
A6	6186	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ22			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 所定単位数の127/1000 加算				
A6	6187	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ12			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 所定単位数の115/1000 加算				
A6	6188	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ22			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 所定単位数の125/1000 加算				
A6	6189	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ2			(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の105/1000 加算				
A6	6190	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ2			(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の89/1000 加算				

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位
種類	項目						
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 通所型サービス費	事業対象者・要支援1	1,618単位	1,133	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス1日割・定超					1日につき
A6	8011	通所型独自サービス12・定超		事業対象者・要支援2	3,259単位	2,281	1月につき

A6	8012	通所型独自サービス2日割・定超	(独自)			× 70%		1日につき
A6	8003	通所型独自サービス21・定超		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	392単位		274	1回につき
A6	8013	通所型独自サービス22・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	402単位		281	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
種類	項目							
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,618単位	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%	1,133	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス1日割・人欠						1日につき
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠		事業対象者・要支援2	3,259単位		2,281	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス2日割・人欠						1日につき
A6	9003	通所型独自サービス21・人欠		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	392単位		274	1回につき
A6	9013	通所型独自サービス22・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	402単位		281	

A6 通所型サービス(独自)サービスコード表(従前相当サービス)

令和8(2026)年6月1日

※ 網掛け部分は、柏崎市では使用しません

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位	
種類	項目							
A6	1211	通所型独自サービス／211	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	1,798	1月につき	
A6	1212	通所型独自サービス／21日割					1日につき	
A6	1221	通所型独自サービス／212		事業対象者・要支援2	3,621単位	3,621	1月につき	
A6	1222	通所型独自サービス／22日割					1日につき	
A6	1213	通所型独自サービス／221	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位	436	1回につき	
A6	1223	通所型独自サービス／222		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位	447		
A6	C221	通所型独自高齢者虐待防止措置未実施減算/211	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1 18単位減算	－18	1月につき	
A6	C222	通所型独自高齢者虐待防止措置未実施減算/21日割			事業対象者・要支援1		1日につき	
A6	C223	通所型独自高齢者虐待防止措置未実施減算/212			事業対象者・要支援2 36単位減算	－36	1月につき	
A6	C224	通所型独自高齢者虐待防止措置未実施減算/22日割			事業対象者・要支援2		1日につき	
A6	C225	通所型独自高齢者虐待防止措置未実施減算/221		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	4単位減算	－4	1回につき
A6	C226	通所型独自高齢者虐待防止措置未実施減算/222			事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	4単位減算	－4	1回につき
A6	D221	通所型独自業務継続計画未策定減算/211	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1 18単位減算	－18	1月につき	
A6	D222	通所型独自業務継続計画未策定減算/21日割			事業対象者・要支援1		1回につき	
A6	D223	通所型独自業務継続計画未策定減算/212			事業対象者・要支援2 36単位減算	－36	1月につき	
A6	D224	通所型独自業務継続計画未策定減算/22日割			事業対象者・要支援2		1日につき	
A6	D225	通所型独自業務継続計画未策定減算/221		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	4単位減算	－4	1回につき
A6	D226	通所型独自業務継続計画未策定減算/222			事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	4単位減算	－4	1回につき
A6	6125	通所型独自サービス同一建物減算／21	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1 376単位減算	－376	1月につき	
A6	6126	通所型独自サービス同一建物減算／22			事業対象者・要支援2 752単位減算	－752		
A6	6227	通所型独自サービス同一建物減算／23		ロ 1月当たりの回数を定める場合	94単位減算	－94	1回につき	
A6	5622	通所型独自送迎減算／2	事業所が送迎を行わない場合			47単位減算	－47	片道につき
A6	5020	通所型独自生活向上グループ活動加算／2	ハ 生活機能向上グループ活動加算			100単位加算	100	
A6	6129	通所型独自サービス若年性認知症受入加算／2	ニ 若年性認知症利用者受入加算			240単位加算	240	
A6	6120	通所型独自サービス栄養アセスメント加算／2	ホ 栄養アセスメント加算			50 単位加算	50	
A6	5013	通所型独自サービス栄養改善加算／2	ヘ 栄養改善加算			200単位加算	200	
A6	5014	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ／2	ト 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)		150単位加算	150	
A6	5021	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ／2		(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)		160単位加算	160	
A6	6320	通所型独自サービス一体的サービス提供加算／2	チ 一体的サービス提供加算			480単位加算	480	
A6	6021	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ／21	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1 88単位加算	88	1月につき	
A6	6022	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ／22			事業対象者・要支援2 176単位加算	176		
A6	6127	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ／21		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1 72単位加算	72		
A6	6128	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ／22			事業対象者・要支援2 144単位加算	144		
A6	6123	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ／21		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1 24単位加算	24		
A6	6124	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ／22				事業対象者・要支援2 48単位加算		48
A6	4011	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／2	ヌ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)		100単位加算	100	
A6	4012	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／2		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	200	
A6	6210	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ／2	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)		20単位加算	20	
A6	6211	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ／2		(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)		5単位加算	5	
A6	6321	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算／2		ヲ 科学的介護推進体制加算		40単位加算	40	

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
種類	項目							
A6	8004	通所型独自サービス／211	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,798単位	定員超過の場合×70%	1,259	1月につき
A6	8005	通所型独自サービス／21日割・定超						1日につき
A6	8014	通所型独自サービス／212		事業対象者・要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A6	8015	通所型独自サービス／22日割・定超						1日につき
A6	8006	通所型独自サービス／221		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位		305	1回につき
A6	8016	通所型独自サービス／222		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位		313	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
種類	項目							
A6	9004	通所型独自サービス／211	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,798単位	看護・介護職員が欠員の場合×70%	1,259	1月につき
A6	9005	通所型独自サービス／21日割・人欠						1日につき
A6	9014	通所型独自サービス／212		事業対象者・要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A6	9015	通所型独自サービス／22日割・人欠						1日につき
A6	9006	通所型独自サービス／221		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位		305	1回につき
A6	9016	通所型独自サービス／222		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位		313	

※中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員等処遇改善加算は、通所型サービス(緩和した基準)のコードと同じです。

AF 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

※ 網掛け部分は、柏崎市では使用しません

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
種類	項目							
AF	1001	介護予防ケアマネジメントA	イ 介護予防ケアマネジメントA費	事業対象者・要支援1・2・要介護1・2・3・4・5		442単位	442	1月につき
AF	1003	介護予防ケアマネジメントC	イ 介護予防ケアマネジメントC費	事業対象者・要支援1・2・要介護1・2・3・4・5		100単位	100	
AF	1011	介護予防ケアマネジメントA／虐待減算	イ 介護予防ケアマネジメントA費 事業対象者・要支援1・2・ 要介護1・2・3・4・5	高齢者虐待防止措置未実施減算 4単位減算		438単位	438	
AF	1012	介護予防ケアマネジメントA／虐待・BCP減算			業務継続計画未策定減算 4単位減算	434単位	434	
AF	1013	介護予防ケアマネジメントA／BCP減算		業務継続計画未策定減算 4単位減算		438単位	438	
AF	2001	介護予防ケア初回加算	ロ 初回加算			300単位加算	300	
AF	4001	介護予防ケア委託連携加算	ハ 委託連携加算			300単位加算	300	
AF	5001	処遇改善加算Ⅰ／ケアマネジメントA	ニ 介護職員等処遇 改善加算	介護予防ケアマネジメントA費のみ		9単位	9	
AF	5002	処遇改善加算Ⅱ／ケアマネジメントA・減算あり・ 初回または委託連携		介護予防ケアマネジメントA費(減算あり)＋初回加算または委託連携加算		15単位	15	
AF	5003	処遇改善加算Ⅲ／ケアマネジメントA・減算なし・ 初回または委託連携		介護予防ケアマネジメントA費(減算なし)＋初回加算または委託連携加算		16単位	16	
AF	5004	処遇改善加算Ⅳ／ケアマネジメントA・初回・委託 連携		介護予防ケアマネジメントA費＋初回加算＋委託連携加算		22単位	22	